

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 216 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における貸付金に関連する手数料の取扱い並びに満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### 貸付金に関連する手数料の取扱いに関する意見

2. 貸付金に関連する手数料の取扱いについての事務局の提案に賛同する。
3. シンジケート・ローンの参加手数料に関して、実務上手数料の内容が明示されない場合が多いと考えられるため、履行義務を区分することが困難な手数料の取扱いを結論の背景に記載することは有用であるとする。
4. 事務局の提案に賛同するものの、履行義務を区分することが困難な手数料を契約期間等にわたり収益認識することができることの理由付けについては見直す必要があるとする。
5. 履行義務を区分することが困難な手数料に関して、「契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる」ではなく、「契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理する」と定めることがよいとする。
6. 契約期間等にわたり収益を認識する場合に定額法が許容されるかどうかに関して、実務上の有用性を踏まえて定めを設けるかどうかを検討することがよいとする。
7. 資料第 12 項及び第 13 項のアレンジメント・フィーやエージェント・フィーに関して、結論の背景や補足文書等に例示として記載することを検討いただきたい。
8. 「契約期間等にわたり収益を認識する」場合、「契約期間等」には、例えば、住宅ローンの繰上返済期間を考慮した期間が含まれるという理解でよいか確認したい。

9. 貸付金の金利水準を調整する手数料であるかどうかを実務上判断することが難しい場合があると考えられる。

## 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する意見

### (償却原価の償却方法に関する意見)

10. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けるとする事務局の提案に賛同する。

### (予想信用損失の測定に関する意見)

#### 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることについて

11. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることに関して、現状、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関等から必ずしも十分な理解が得られていないと考えられるため、場合によっては本プロジェクトにおいて予想信用損失モデルの適用対象とせず、金融商品の分類及び測定に関する会計基準を検討する際まで保留することが考えられる。
12. IFRS 会計基準において FVPL に分類される債券について日本基準において予想信用損失の測定が求められることになる場合、追加の負荷が生じる可能性があると考えられることから、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発を議論する際に改めて議論することが考えられる。
13. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、予想信用損失モデルの適用対象外とすることについて議論ができるのであれば、引き続き議論をお願いしたい。
14. 私募債などのその他有価証券に分類される債券に関して、予想信用損失モデルに基づく減損を導入することによる実務への影響が理解しづらいと考えられるため、具体的な仕訳イメージを示すことがよいと考える。
15. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用した場合、現行の時価のある有価証券の減損処理に関する定め適用対象外となるという理解でよいか確認したい。
16. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、多くの金融機関では市場部門がリスク管理を行っており貸付金と同様の信用リスク管理体制は構築されて

いないため、実務負担に配慮していただきたい。

17. 仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用した場合、金融資産の分類及び測定に関して IFRS 会計基準と日本基準で差異がある債券に対する減損の取扱いについて確認したい。

#### 予想信用損失を算定する実務上の対応等について

18. 予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載するとする事務局の提案に賛同する。
19. 仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用した場合、資料第 37 項の信用力の高い債券に関して簡便的な取扱いが可能な場合があることを示すことは実務負担を大きく軽減することになると考えられるため、この内容を補足文書に記載することは有用であると考えます。
20. 外部格付を利用した場合、内部格付を利用した場合よりもデフォルト率が高くなることが想定されるため、引当水準が大きくなる可能性があることに懸念がある。
21. 外部格付と内部格付がある場合、どちらのデフォルト率を用いるかは各社の判断とすることがよいと考える。
22. 有価証券の時価のうち市場リスク部分を推計することは可能と考えられるため、信用リスク部分を差額で算定することを許容するなど、現行実務において有しているデータを用いた方法を検討いただきたい。
23. 信用リスクの観点から、PD だけでなく LGD についても実務上論点となると考えられるため、補足文書において LGD に関して記載することを検討いただきたい。

#### その他

24. 貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券の手数料については、資料(2)の貸付金に関連する手数料の取扱いを適用するという理解でよいか確認したい。

以 上